※1 自己負担限度額について

1 か月あたりの自己負担限度額は、70 歳未満の方と 70 歳以上の方では、限度額の区分が異なりますので、年齢に応じて表 1 または表 2 をご確認ください。

《70 歳未満》

表 1

区分	所得要件 (*1)	自己負担限度額 (月ごと)
ア	901万円超 または、	252,600 円+(総医療費(*2)-842,000 円)×1%
	所得が未申告の方	<多数回該当(*3):140,100円>
1	600 万円超	167,400 円+(総医療費(*2)-558,000 円)×1%
	901 万円以下	<多数回該当(*3):93,000円>
ウ	201 万円超	80,100 円+(総医療費(*2)-267,000 円)×1%
	600 万円以下	<多数回該当(*3): 44,400 円>
工	210 万円以下	57,600 円
		<多数回該当(*3): 44,400 円>
オ	住民税非課税世帯	35,400 円
		<多数回該当(*3):24,600円>

- (*1) 所得とは、総所得額から基礎控除額を差し引いた額になります。
- (*2) 総医療費とは、1か月に医療機関でかかった医療費の総額(10割)です。
- (*3) 多数回該当とは、過去 12 か月以内に同じ世帯で 4 回以上高額療養費に該当した場合の 4 回 目以降適用される限度額です。

〔70 歳未満の方の高額療養費の考え方〕

同じ月ごとに、同じ医療機関での支払いが自己負担限度額(表 1)を超えた時、申請により高額療養費として払い戻されます。

- ・医療機関で支払った 1 か月分(各月の 1 日~末日)ごと、医療機関ごとに分けて計算し、21,000 円 を超えた分が対象になります。
- ・同じ医療機関でも「医科」と「歯科」、「入院」と「外来」は別々に計算します。
- ・外来で受診して院外処方された調剤は外来分に合算します。
- ・入院時の食事代、差額ベッド代等、保険適用外の費用は対象から外れます。

《70 歳以上 》

表 2

区分	所得要件(*1)	外来の限度額 (月ごと)	入院の限度額 (月ごと)	
現役Ⅲ	690 万円超	252,600 円+(総医療費(*2)-842,000 円)×1%<多数回該当(*3):140,100 円		
		>		
現役Ⅱ	380 万円超	167,400 円+(総医療費(*2)-558,000 円)×1%<多数回該当(*3):93,000 円>		
現役 I	145 万円超	80,100 円+(総医療費(*2)-267,000 円)×1%<多数回該当(*3):44,400 円>		
一般(*4)	145 万円以下	18,000 円	57,600 円	
		年間上限額 144,000 円 (*5)	<多数回該当(*3): 44,400 円>	
低所得Ⅱ	住民税非課税	8,000 円	24,600 円	
低所得 I	住民税非課税		15,000 円	
	(年金収入 80 万円			
	以下、収入なし)			

- (*1) 所得とは、総所得額から基礎控除額を差し引いた額になります。
- (*2) 総医療費とは、1か月に医療機関でかかった医療費の総額(10割)です。
- (*3) 多数回該当とは、過去 12 か月以内に同じ世帯で 4 回以上高額療養費に該当した場合の 4 回目以 降適用される限度額です。
- (*4) 区分が一般の方は、「限度額適用認定証」の申請がなくても国民健康保険証を医療機関に提示する ことで限度額が適用されます。
- (*5) 年間上限額とは、8月から翌年7月までの1年間の上限額になります。
- (特例) 月の途中で75歳を迎えた場合は自己負担限度額が2分の1になります。

〔70歳以上の方の高額療養費の考え方〕

同じ月ごとに、同じ医療機関で支払いが自己負担限度額(表 2)を超えた時、申請により高額療養費として払い戻されます。

- ・医療機関に支払った1か月分(各月の1日~末日)の医療費を医療機関や診療科の区別なく、合算することができます。
- ・入院時の食事代、差額ベッド代等、保険適用外の費用は対象から外れます。